

景観重要樹木の指定（第4号及び第5号）について

新宿区では、地域のシンボルとなっているみどりを良好な状態で保全し、地域の魅力を向上していくため、景観形成上重要である樹木を、景観法第28条第1項の規定に基づく「景観重要樹木」に指定している。

今般、中井御霊神社のクロマツ2本は、歴史的及び文化的価値が高く、地域の景観を古くから継承し、特徴づけており、所有者から景観重要樹木指定について支障はないとの意向が得られたので、今後、景観重要樹木指定の手続きを行っていく。

1 景観重要樹木について

(1) 指定の目的

景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくため。

(2) 指定の方針と基準

新宿区景観まちづくり計画に定められた「景観重要樹木の指定の方針」に即し、景観法施行規則第11条（国土交通省令）の規定に該当するものを指定している。

①景観重要樹木指定の方針（新宿区景観まちづくり計画より抜粋）

道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を「景観重要樹木」に指定する。

- ・歴史的又は文化的に価値の高い樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し、特徴づけている樹木

②景観重要樹木の指定の基準（景観法施行規則第11条より抜粋）

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(3) 指定の効果

所有者に当該樹木に対する適切な管理義務が発生すること、また伐採等の際には景観行政団体の長の許可が必要になること等により、当該樹木を強力に保護できるほか、標識の設置や広報への掲載等により、当該樹木が地域の魅力を高め、良好な景観形成に貢献していることを広く区民に周知することができる。

2 これまでの指定状況

(1) 第1号 幸國寺 イチョウ（雌木）

(2) 第2号 幸國寺 イチョウ（雄木）

指定年月日 平成23年2月14日

所在地 新宿区原町二丁目20番地

(3) 第3号 薬王院 ケヤキ

指定年月日 平成24年3月26日

所在地 新宿区下落合四丁目8番2号



第1号



第2号



第3号

3 今回の指定対象（資料2及び3）

(1) 概要

対象樹木：クロマツ（2本）

所有者：宗教法人 御霊神社

所在地：新宿区中井二丁目29番16号

(2) 樹容の特徴

2本の樹高が約20m及び17m、また幹回りが2.56m及び1.60mとみどり豊かな地域の中でも一層高さのある大木であり、斜面緑地の景観が特徴的である当該地域のランドマークとなっている。

(3) 指定理由

文政13年（1830年）に中井御霊神社に奉納された備射祭絵馬にも現状と同様、鳥居の隣にマツの木が描かれていることから、古くからの備射祭の様子を現代に継承する歴史的及び文化的価値の高い樹木であるといえる。

また、中井御霊神社周辺は、落合斜面緑地の中でも特徴的な坂道景観を形成している八の坂通りを坂下から見上げた際のアイストップとなっており、斜面緑地の景観を古くから継承し、特徴づけている樹木であるといえる。

(4) 所有者の意向

景観法第28条第2項の規定に基づき樹木の所有者の意見を聴き、景観重要樹木の指定について、支障はないとの意見を得た。

4 今後のスケジュール

平成28年1月22日	景観まちづくり審議会 意見聴取	※条例第22条第1項
平成28年3月	景観重要樹木指定	
平成28年3月	標識設置	※法第30条第2項
	区民周知（区広報・ホームページ掲載）	※条例第22条第2項

